

② 要介護1～5の認定を受けた方

ケアプランの作成を依頼し、事業者と契約します

●在宅生活の継続を希望する場合

●施設入所を希望する場合

1. ケアマネジャーを決めます

居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーが、ケアプランを作成することができます。(看護)小規模多機能型居宅介護事業所を利用する場合は、事業所に所属するケアマネジャーがケアプランを作成します。
(看護)小規模多機能型居宅介護事業所について **情-24**ページ


選定にあたっては、区役所高齢・障害支援課の窓口や地域包括支援センター(地域ケアプラザ等)でも相談できます。
居宅介護支援事業者について **情-14**ページ

1. 利用する施設を選びます

希望する施設で、サービス内容や契約内容について説明を受けます。
(施設に関する情報提供は、区役所や地域包括支援センター・高齢者施設・住まいの相談センター等から受けられます。)

2. ケアプランの作成を依頼します

どんなサービスが必要か、ケアマネジャーと相談します。
ケアマネジャーが作成したケアプランを確認します。

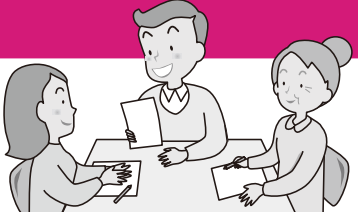


2. 入所を申し込みます

※特別養護老人ホームは、入所申込受付センターで相談・申込を受け付けています。要介護度により、入所要件が異なります(**情-28**ページ)。その他の施設は各施設に直接申し込みます(**情-29**ページ)。
※特別養護老人ホームは原則要介護3以上の方

3. サービス事業者と契約します

契約書、重要事項説明書などでサービス内容などの契約内容を確認して、事業者ごとに個別に利用契約を結びます。
事業者との契約について**情-16**ページ



4. サービスを利用します

在宅サービス
(訪問系・通所系・生活環境を整えるサービス)は **情-18**ページ～



施設・居住系サービスは **情-28**ページ～

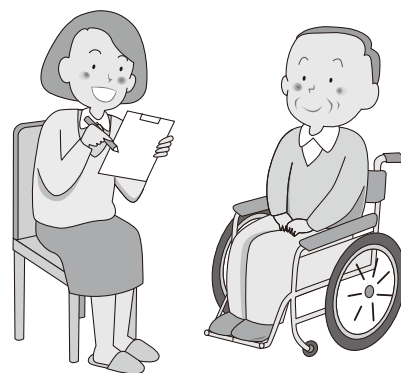


居宅介護支援事業者について

ケアプランを作成する担当のケアマネジャーを決めます。

利用者や家族の心身状況や意向に応じて適切なサービスが利用できるように、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成をしたり、個々のサービス事業者との利用の調整を行います。

これらの費用は全額が介護保険から支払われますので、利用者の自己負担はありません。



居宅介護支援事業者の役割



～ 居宅介護支援事業所を選ぶ際のポイント ～

1. 長期にわたって利用者の立場に立って、介護のあり方を考えてくれる。
2. 高齢者介護についてしっかりした知識と経験をもっている。
3. 地域のサービス事業者についての豊富な情報をもっている。

※事業所リストは冊子本体にのみ掲載しています。

事業所の一覧はリストページ（64ページ）に掲載しています。また、各区ごとに居宅介護支援事業所の情報を提供している場合もありますので、お住まいの区の区役所高齢・障害支援課にお問い合わせください。

3 要支援1・2の認定を受けた方、事業対象者^(※)の方

※事業対象者とは、要支援相当の方で、基本チェックリストにより、事業の対象になった方をいいます。

1. お住いの地域を担当する地域包括支援センター (地域ケアプラザ等)に介護予防ケアプランの作成を依頼します

自身が住み慣れた地域で自立した生活が送れることを目指し、必要なサービスを地域包括支援センターへ相談します。地域包括支援センターは介護予防ケアプランを作成し、支援します。(利用者が文書により同意した上で支援を開始します。)

介護予防ケアプランの作成は、利用者の意向を踏まえて、指定居宅介護支援事業所のケアマネジャーに委託することもできます。(その場合は、地域包括支援センターが、作成した介護予防ケアプランを確認します。)

地域包括支援センターについて 情-15ページ

2. サービス事業者と契約します

契約書、重要事項説明書などでサービス内容などの契約内容を確認して、事業者ごとに個別に利用契約を結びます。

事業者との契約について 情-16ページ

3. サービスを利用します

介護予防のサービスは
情-18ページ～

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは地域の身近な相談窓口です。

横浜市では、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、地域ケアプラザと一部の特別養護老人ホームに、地域包括支援センターを設置しています。

地域包括支援センターの役割

1 いつまでも元気に！ 介護予防を進めます。

介護予防に関する情報提供や生活機能の維持・向上が必要な方の相談支援、要支援1・2の認定を受けた方、事業対象者の方の介護予防サービスのケアプランを作成します。

2 さまざまな問題について 相談に応じます。

介護保険のほかにも高齢者の生活全般にわたって、幅広く相談を受け、必要なサービスや機関につなげます。

3 高齢者のみなさまの 権利を守ります。

消費者被害の防止のほか、成年後見制度の利用支援や高齢者虐待の防止などに取り組みます。

4 地域のつながりを 強めます。

地域ボランティアの活動の支援や、ケアマネジャー、介護保険事業所、医療機関との連携を強めます。

地域包括支援センター

保健師等・社会福祉士・主任ケアマネジャー

- 地域包括支援センター一覧は情-1～情-2ページに掲載しています。
- ふだんの生活の中で、何か困ったことや気がかりなことがございましたら、お住まいの地区を担当する地域包括支援センターへお気軽にご相談ください。年末年始期間及び施設点検日(月1回)を除く土曜・日曜・祝日も開館しています。
- 要支援1・2の認定を受けられた方には、認定結果と一緒に担当の地域包括支援センターのリストをお送りしています。